

富山大学経済学部キャリアスタディ実施要項

令和5年5月17日制定

令和7年9月10日改正

(趣旨)

第1 この要項は、富山大学経済学部（以下「本学部」という。）におけるキャリアスタディの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、「キャリアスタディ」とは、本学部の授業の一環として、学生が国内の民間企業・官公庁等及び海外における民間企業・団体等において、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が定める「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」の四つのタイプのうち、タイプ2「キャリア教育」に分類される活動を行うことをいう。

(対象年次)

第3 キャリアスタディの実施対象年次は、1年次および2年次とする。

(実施期間)

第4 キャリアスタディの実施期間は、原則として春季及び夏季の休業期間とする。

(授業科目区分及び科目名)

第5 キャリアスタディの授業科目区分は、その他科目として認定し、科目名は「キャリアスタディⅠ～Ⅳ」とする。

(授業単位数)

第6 授業単位数は、キャリアスタディの実施期間が1週間程度（実働5日間、30時間程度）で、かつ実施内容が適当と判断される場合に1単位を認定する。なお修得上限単位数は1年間で2単位、2年間で最大4単位とする。

(成績評価)

第7 キャリアスタディの成績評価については、経済学部教務委員会が原則としてキャリアスタディを実施した企業等の評価に基づき、事前指導及び事後指導を総合して判断し、授業科目担当教員が認定する。なお、企業等の評価が得られない場合は、学生が作成した実習レポートに基づくものとする。

(履修方法)

第8 キャリアスタディを履修しようとする学生は、事前にキャリアスタディ履修票及びキャリアスタディを実施する企業等が求める書類を五福高岡地区事務部人社系学務課へ提出するものとする。

(報告書の提出)

第9 キャリアスタディを終了した学生は、終了後、直ちにキャリアスタディ報告書を五福高岡地区事務部人社系学務課へ提出するものとする。

(事前・事後指導)

第10 キャリアスタディの実施に際しては、説明会や合同事前説明会等を通じ、十分な事前指導を行うものとする。

2 キャリアスタディの終了後は、富山大学キャリアスタディ実習日報・報告書等に基づき、指導教員が十分な事後指導を行うものとする。

(安全管理)

第11 キャリアスタディを履修する学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、キャリアスタディに関し必要な事項は、経済学部就職指導委員会の意見を聴いて、学部長が別に定めることができる。

附 則

この要項は令和5年5月17日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和7年9月10日から実施し、令和7年4月1日から適用する。